

重要事項説明書（居宅療養管理指導サービス：医師）

居宅療養管理指導とは、医師が医学的観点から療養上必要な日常生活の留意事項や介護方法の指導・助言を行うこと、又、居宅介護支援事業者に対しケアプラン策定等に必要な情報提供を行うことです。

居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、平成11年厚生省37号8条に基づいて、当事業者がご利用ならびにそのご家族に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	ライフクリニック
主たる事務所の所在地	〒130-0022 東京都墨田区江東橋 5-14-4
代表者名	理事長：勝間田 宏
電話番号	03-5638-8556

2. 事業所

介護法令に基づき東京都知事から指示を受けている事業所の名称	ライフクリニック (東京都指定 1310729277)
介護法令に基づき東京都知事から指定を受けている居宅サービスの種類	居宅療養管理指導・訪問リハビリテーション
所在地	東京都墨田区江東橋 5-14-4
電話番号	03-5638-8556

- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、下記のもので。
・勝間田 宏医師・佐々木 翼医師・橘 秀徳医師・小玉博明医師
- 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネジャーやサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行います。

- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。
月曜日～金曜日の9時00分～18時00分
 - ①ただし、上記の曜日が国民の祝日、及び盆・年末年始の場合は休診とさせていただきます。
 - ②上記の曜日、時間で臨時休診する場合はその都度院内に掲示いたします。

- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に医療保険で在宅時医学総合管理料を算定している場合は1回につき260円～299円（1割負担の方）、していない場合は446円～515円（ただしいずれも1月に2回を上限とする）を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

- ご利用者ならびにそのご家族はいつでも担当の医師の苦情を申し出ることができます。介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、まずは医療連携室 井上周治（03-5638-8556）までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市区町村窓口（Tel03-5608-6924）または国保連合会（Tel03-6238-0177）をご紹介する等対応させていただきます。

- 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報には外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

- 指導に際し万が一事故等が起こった場合は、適切に対応いたします。